

仕様書

龍華配水場 配水ポンプ分解点検業務

八尾市水道局

第 1 節 概 要

1. 業務概要

本業務は、龍華配水場の配水ポンプの維持管理に伴い、消耗部品の交換ならびに分解点検をすることにより、経年劣化による機能低下を防止し、安定した配水機能を維持するために行うものです。

- 2. 業務名 龍華配水場配水ポンプ分解点検業務
- 3. 業務場所 八尾市南本町九丁目 8 番 1 号
- 4. 履行期間 契約締結日 ～ 令和 5 年 1 0 月 3 1 日

第 2 節 業務範囲

業務範囲は龍華配水場の配水ポンプに対し、下記の項目を行うものとする。

1. 配水ポンプ分解点検

- ① 龍華配水ポンプ 2 台（株式会社荏原製作所製）※ 1 号及び 2 号配水ポンプ
型式：350X250CJNM
ポンプ内面・外面塗装および消耗部品の取替

2. 試運転調整

第 3 節 一般事項

1. 摘要範囲

本仕様書は、「龍華配水場配水ポンプ分解点検業務」に適用する。ただし、仕様書に記載なき事項については、公共建築工事標準仕様書及び建築設備工事共通仕様書に準拠するものとする。

2. 関係書類

受注者は、業務委託契約約款に基づき業務工程表・主任技術者等の関係書類を提出し、監督員の承認を得て、業務に着手するものとする。

3. 事故防止

受注者は、業務関係者及び付近住民の生命・身体・財産等に危害や迷惑を及ぼさないよう必要な処置を講じるものとする。

ただし、万一事故発生の場合は、迅速かつ適切な処置を行い、被害を最小限にとどめるよう努め、事故発生の原因及び経過・事故による被害の状況等について、速やかに監督員に報告するとともに、5 日以内に事故報告書を提出するものとする。

4. 法令遵守及び官公庁等への手続き

受注者は、この契約の履行にあたっては関係法令(水道法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法その他)の遵守はもとより本業務の履行に必要な監督官庁からの指示命令等を遵守しなければならない。

5. 公害防止

本業務施工にあたり、機械等を使用する場合は、騒音規制法・同施行規則・大阪府生活環境の保全等に関する条例・八尾市生活環境の保全と創造に関する条例等に従うものとする。この場合において、これらの関係法令により届け出を必要とする場合は、受注者において行うものとする。

6. 施工

- (1) 業務に必要な機械器具及び材料等は、監督員の指示に従い、十分な数量を準備し、業務施工上支障の無いようにするとともに監督員が不相当と認めたときは、速やかに取り替えるものとする。

ただし、受注者は、機械器具の搬出入及び、据え付け場所や諸材料の置場等について監督員の承認を受けるとともに、その指示に従うものとする。

- (2) 受注者は、業務の作業時間及び休日作業について、監督員と打ち合わせ承認を得るものとする。
- (3) 受注者は、業務の施工状況並びに、業務実施を立証するため業務写真（施工前・施工中・施工後）を撮影するものとする。
- (4) 受注者は、業務施工上監督員が指示した場合は、施工図・業務計画書等を提出し承認を受けるものとする。
- (5) 受注者は、業務範囲外の現在稼働している機器類を調査してこれら機器類に支障をきたさぬよう、施工するものとする。もしも支障をきたした場合は受注者の費用で修復するとともに損害を弁償するものとする。
- (6) 受注者は、機器類の据付け及び分解整備業務完了後、速やかに監督員の立会のもとで試運転調整を行うものとする。

7. 検査

受注者は、次のいずれかに該当するときは、「完了検査願」書を提出して検査員の指定する日時に立会して、検査を受けるものとする。

ただし、「完了検査願」書を提出するときは、完了図面・業務現場写真を添付するものとする。

- (1) 業務が完了したとき
- (2) 業務の施工中でなければその検査が、不可能又は著しく困難なとき（中間検査）
- (3) 部分払を必要とするとき（出来高検査）
- (4) 業務を打ち切ったとき
- (5) 業務の手直しが完了したとき
- (6) 契約不適合責任期間中に修復したとき
- (7) その他検査の必要が生じたとき

8. 引渡し関係書類

業務完了時の引渡し関係書類は、下記のとおりとする。

- (1) 完了報告書 2部

9. 保証

業務完了引渡し後、1年間を保証期間とする。保証期間内に故障または、性能機能上の不備・欠陥が生じた場合は、受注者の責任において修補、取り替え、再調整を本市水道局が指定する期間内に完了するものとする。

10. 機器類及び材料

本業務で使用する機器類及び材料は、日本産業規格・日本電機工業会標準規格・電気規格調査会標準規格・日本水道協会規格・日本計測器工業会規格などの規格製品で発注者の承認を得た製品を使用するものとする。

また、特殊な機器、材料及び指定に該当しないものについては、発注者と受注者との協議のうえ決定するものとする。

別表（消耗部品取替一式）※1台当たり

番号	品名 (材料)	数量
041	パッキングスリーブ SUS304	2個
045	調整リング SS400	1個
056	玉軸受	2個
084	パッキン板 SCS13	2個
090	ランタンリング SUS304	2個
093	水切りつば SS400	2個
107	ライナリング SUS304	2個
114-01	オイルシール NBR	1個
114-02	オイルシール NBR	2個
115-01	Oリング (スリーブ用) NBR	2個
115-02	Oリング (スリーブヘッド用) NBR	2個
117-01	シートガスケット (軸受カバー用)	2個
117-02	シートガスケット (ケーシング割面用)	1個
119	グラウンドパッキン 炭化繊維	10個
123	軸継手ボルト SS400	1組
124	パッキン押えボルト C3604BD	4個
129	軸受ナット SS400	1個
136	軸受用座金 SS400	1個
156	ノックピン SUS316	2個
291	グリースニップル C3604BD	2個
624	軸継手ボルト用ゴムブッシュ NBR	1組
725-01	止ねじ SCM435	2個
725-02	止ねじ SUS316	4個